

公益財団法人福島県国際交流協会 多文化共生・国際交流人材バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県における多文化共生による地域づくり及び国際交流活動を推進することを目的として、公益財団法人福島県国際交流協会(以下「協会」という。)が設置する「多文化共生・国際交流人材バンク」(以下「人材バンク」という。)に関し、必要な事項を定める。

(人材バンクの種類と活動)

第2条 人材バンクの種類と活動は、次のとおりとする。

(1) 語学人材

協会又は協会に登録者の紹介を依頼する団体(以下「依頼団体」という。)の求めに応じ、通訳・翻訳業を営んでいる者の職域を侵さない範囲で、国際交流行事等における通訳及び翻訳者の責任が問われない書類等の翻訳を行う。

(2) 国際理解講座等講師人材

協会又は依頼団体の求めに応じ、学校、公民館等で行う国際理解に関する授業又は講座で、外国文化の紹介や国際理解のための講義を行う。

(3) 外国の子ども支援人材

協会又は依頼団体の求めに応じ、日本語がわからない外国の子どもが学校生活に適應できるよう、日本語又は母語により支援を行う。

(人材バンク登録の要件)

第3条 人材バンクに登録できる者は、本制度の目的に賛同し、多文化共生・国際交流活動に理解と熱意のある福島県内で活動できる個人であって、人材バンクの種類に応じた以下の要件のいずれかを満たす満18歳以上の者とする。

(1) 語学人材

ア 英語については、TOEIC730点以上(実用英語検定準1級以上)又はこれに準ずる資格や経験があり、本制度で依頼される通訳・翻訳を業として行わない者であること(外国出身者が登録する場合は、活動に支障のない日本語能力があること)

イ 中国語については、中国語検定試験2級以上またはこれに準ずる資格や経験があり、本制度で依頼される通訳・翻訳を業として行わない者であること(外国出身者が登録する場合は、活動に支障のない日本語能力があること)

ウ その他の言語については、前2号と同等であると協会が認める能力があり、本制度で依頼される通訳・翻訳を業として行わない者であること(外国出身者が登録する場合は、活動に支障のない日本語能力があること)

(2) 国際理解講座等講師人材

ア 外国出身者が登録する場合は、母国の文化、習慣等を日本語で紹介できること

イ 日本人が登録する場合は、長期間海外に滞在した経験があり、外国の文化、習慣等を紹介できること

ウ 国際理解教育に関する知識や経験が豊富な者であること

(3) 外国の子ども支援人材

ア 日本語教育及び学校での日本語による適応支援の経験が豊富な者であること

イ 学校での母語による適応支援の経験が豊富な者であること

ウ 協会等が実施する外国の子どもの支援に関する研修を受講している者であること

(登録)

第4条 人材バンクへの登録を希望する者は、「多文化共生・国際交流人材バンク登録申込書(様式第1号)」に必要事項を記入し、協会に提出するものとする。

2 協会は、前項に規定する申込書を受理した時は、概ね2週間以内に、その内容を審査し、登録の可否を決定してその結果を当該申込者に通知するとともに、登録可と決定された者を登録者名簿に登載するものとする。

3 登録者名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに協会に連絡するものとする。

4 登録は、複数の種類について行うことができるものとする。

(登録期間)

第5条 人材バンクの登録期間は、登録した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、協会及び登録者の双方に異議がない場合には、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録の抹消)

第6条 協会は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を抹消するものとする。

(1) 登録者から登録抹消の申し出があったとき

(2) 登録者が、本要綱に規定する登録者の責務に違反したとき

- (3) 登録者が、連絡が取れない等所在不明となったとき
- (4) 登録者としてふさわしくないと協会が認める事実が判明したとき
- (5) 登録者本人が死亡したとき

(個人情報の保護)

第7条 協会は、人材バンクへの登録及びその活動を通して入手した個人情報について適正に管理し、人材バンクの運用以外の目的に使用しないものとする。

(秘密の保持)

第8条 登録者は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

(登録者の紹介を依頼できる団体)

第9条 協会に登録者の紹介を依頼できるのは、次に掲げる団体とする。

- (1) 国、福島県内の地方公共団体、教育機関及びその関係団体
- (2) 県内で活動する公益法人
- (3) 県内で活動するNPO法人等の非営利団体
- (4) 県内で社会貢献活動等を行おうとする営利団体で協会が認めたもの
- (5) その他、協会が特に認めた団体

(紹介の依頼)

第10条 協会に登録者の紹介を依頼する団体(以下「依頼団体」という。)は、原則として活動を希望する日の2週間前までに、「多文化共生・国際交流人材バンク紹介依頼書(様式 第2号)」に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出するものとする。

2 協会は、前項の紹介依頼の内容を適当と認めたときは、登録者名簿から依頼の内容に適した登録者を選定するものとする。

3 協会は、前項による選定を行ったときは、速やかに選定した登録者(以下「活動者」という。)に通知し、承諾を得るとともに、依頼団体に通知するものとする。

4 協会は、第1項の依頼の内容を不適当と認めたとき、又は適任者がいなかったときは、速やかにその旨を依頼団体に連絡するものとする。

(依頼団体の責務等)

第11条 依頼団体は、活動者に対し活動内容等の詳細について速やかに通知するとともに

に、必要に応じて十分な事前説明を行わなければならない。

- 2 依頼団体は、活動者決定後に活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに活動者及び協会に連絡しなければならない。
- 3 依頼団体は、原則として、活動者の活動中の万一の事故に備え、活動者を補償の対象とする保険に加入しその費用を負担しなければならない。
- 4 依頼団体は、活動終了後、「多文化共生・国際交流人材バンク活動状況報告書(様式第3号)」に必要事項を記入し、活動の終了の日より1ヶ月以内に協会に提出しなければならない。
- 5 依頼団体は、活動者の個人情報を適正に管理しなければならない。

(謝金・経費の負担等)

第12条 協会又は依頼団体は、活動者に対し別に定める参考基準による謝金及び活動にかかる交通費等の実費を支払うものとする。

(免責等)

- 第13条 活動者及び依頼団体は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 2 活動者の活動又は活動の不履行により依頼団体が被った損害について、協会は賠償の責を負わない。

(委 任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。